

～地球環境の保全に向けて～

「平成29年度地球環境保全活動支援事業補助金」のご案内

◎平成29年度から、補助金が20万円までの全額補助に変わります！

◎補助対象となる団体も追加しました。

(公財)香川県環境保全公社では、環境への負荷の少ない社会づくりを実現するため、県内の団体(法人を含む。)が行う地球温暖化防止対策などの環境保全に関する普及啓発及び実践活動に対して、「地球環境保全活動支援事業補助金」で応援します。

この補助金の交付を希望される団体は、「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」をご参照の上、公募期間内に補助金交付申請書(第1号様式)を郵送又は持参にて提出してください。

1 補助対象となる活動

環境への負荷の少ない社会を形成するため、地球温暖化防止対策などの環境保全に関する普及啓発及び実践活動とする。

例) ・自治会などでのリサイクルの取組み ・植林や森林保護のための実践活動
・地球温暖化防止対策などの環境に関する講演会、シンポジウムの開催等

2 補助対象となる団体(法人を含む。)の要件

- (1) 香川県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の規約等を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) その他、要綱に定める補助対象者

3 補助金の補助率及び限度額等

補助対象経費の総額が10万円以上の補助対象活動に対して補助するものとします。

- (1) 補助率は、100%以下とし、補助金額は、1団体等当たり20万円以下とします。
- (2) 補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。

4 補助対象経費

活動実施に必要な経費で「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」に規定する経費とします。

(1) 補助対象となる経費

- ① **(新設)** 団体の構成員の交通費等活動経費（日額 1,000 円以内）
- ② 講演会等における講師の謝金、旅費
- ③ 活動に要する消耗品、機材等の購入費
- ④ 講演会等の会場使用料、器材等のレンタル料
- ⑤ 活動に要する通信費、運搬料等
- ⑥ パンフレット、調査報告書等の印刷費
- ⑦ 行事等の実施に伴う参加者等の傷害保険料 等

(2) 補助の対象とならない経費

- ① 飲食費及び事務所の賃借料
- ② 参加者負担金（入場料や参加費）に相当する経費部分
- ③ その他団体の経常的運営に要する経費

6 募集期間等

- (1) 募集期間は、平成 29 年 4 月 10 日(月)から同年 5 月 22 日(月)(郵送の場合は当日消印有効)とします。
- (2) 交付団体の決定は外部審査委員等による審査を経たのち行います。なお、審査に当たっては、地球温暖化防止等環境保全に効果が高いと認められる活動を優先するとともに、新規の取組みを行う団体を優先します。
- (3) 国、県、市町等からの補助及び委託等を受けている事業については、原則として、当社の補助対象となりませんので、ご注意ください。

※補助金交付申請書の様式は、「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」の「様式第 1 号」によりますが、この様式は(公財)香川県環境保全公社にご連絡いただければお送り致します。

また、当会社ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.k-ecc.or.jp/>

【申し込み・お問合せ】

公益財団法人 香川県環境保全公社
(香川県地球温暖化防止活動推進センター)
〒760-0050 香川県高松市亀井町 9 番地 5
☎ 087-833-2822 FAX 087-802-1766